

令和 7 年第 1 2 回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 7 年 1 2 月 8 日
筑紫野市役所 5 0 4 会議室

1 開会日時及び場所 令和7年12月8日 午後3時00分
筑紫野市役所（504会議室）

2 閉会日時 令和7年12月8日 午後4時25分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

平山初枝、主税保徳、萩尾博道、檜木眞貴子、田中保憲、中山榮二、
田川秀雄、八尋美智子、松田晃、八尋雄二

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾隆徳、稗田康生、坂井千代子、勝山眞二、山内徳雄、吉田茂、
井上欽弘、米元義広、渡邊茂樹

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

天本京子、神崎光成

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 松永 崇臣

事務局農地担当係長 黒屋 和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第	35号	農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について
報告第	36号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について
議案第	32号	農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について
議案第	33号	農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について
議案第	34号	農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について
議案第	35号	非農地証明願について

農政

議案第	20号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地の所有権移転について
議案第	21号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会について

令和 7 年第12回筑紫野市農業委員会定例会

○副会長：会長は事情があつて、今日、職務代理者の私のほうから進めさせていただきます。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第 6 条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年第12回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員には、3 番委員、主税氏、8 番委員、田川氏を指名いたします。

それでは、本日の議事に従い、御審議をお願いします。

お手元に既に配付しております議案目録の順序に従い、本日の会議を進めます。

○事務局：すみません。事務局からよろしいですか。皆さんにお配りした議題のほうから、2 件ほど追加で来ておりますので、当日差し替え分として、当日配付資料の中に議案書を入れさせていただきますので、よろしくお願いします。

○副会長：じゃあ、当日差し替え分の議題で進めていきますので、よろしくお願いします。

それでは、農地法第 3 条の 3 の規定による農地の権利移動（届出）についてに関する件を報告いたします。

報告第35号、議案書のとおり、農地の権利移動（届出）が 3 件あります。

事務局に説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号 1。届出者、朝倉郡□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田 2,614 平米、合計が 2,614 平米でございます。届出の事由としましては相続。備考欄にありますように、あっせんの希望につきましては、なしでございました。

番号 2。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しては、田 2,322 平米、合計 2,322 平米でございます。届出の事由は相続。あっせんにつきましては、希望なしということでございました。

番号 3。届出者、太宰府市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田 1,301 平米、合計が 1,301 平米でございます。届出の事由としましては、持分放棄ということでございます。あっせんの希望につきましては、なしでございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○副会長：それでは、本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○副会長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

続きまして、次の、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第36号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。

事務局に説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。届出者、小郡市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田62平米、合計が62平米でございます。届出内容としましては、転用目的が戸建て住宅、構造規模は木造平屋建て、工事期間につきましては、施工済みとなっております。受付月日は令和7年11月4日ございました。

番号2。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示は、□□。地目、地積に関しましては、田554平米、合計が554平米でございます。届出内容としましては、転用目的が長屋住宅、構造規模は木造2階建て、工事期間は令和7年10月1日から令和8年10月31日までとなっております。受付月日は令和7年11月6日でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○副会長：それでは、本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

続きまして、議案第32号、農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）についてに関する件を議題といたします。6件あります。

まず、1番について、地区担当委員であります□□委員、説明をお願いします。

○委員：譲受人は、筑紫野市□□、□□さんです。譲渡人は、朝倉郡□□、□□さんです。申請地の表示は、□□です。申請の理由は相手方の要望で、契約内容は贈与となっております。地図は5ページ、6ページになります。200号線のところの、ちょうど飯塚に向かって右側に田園地帯がずっと広がっているんですけども、基盤整備された一画になります。

以上です。

○副会長：1番について、事務局に補足説明はありますか。

○事務局：譲受人ですけども、□□が代表取締役を務めております□□の経営者でございます、□□さんがですね。取締役でもあります。対象の地は、これまで同様、□□へ貸し付けまして、経営策案中である水稻、麦、WC Sを作るということになっていきます。そうしたことから、事務局として、問題ないというふうに考えております。

補足説明は以上でございます。

○副会長：本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

○推進委員：今のは、□□さんの件ですね。

○副会長：そうです。

○推進委員：最初に権利移譲をされているのは、何か関連があるんですか。最初に質問をしなかったです。1ページ目で、□□さんが権利移動をさせてあるけど、全然物が違うんですかね。

○事務局：相続をしましたよというのが、報告35号の番号1の分でございます。相続は受けたものの、農業をちょっと続けられないので、□□さんのほうに贈与されますという案件が議案32号の番号1のことでございます。

○推進委員：はい、分かりました。すいません。

○副会長：ほかにございますか。

(なし)

○副会長：それでは、ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

2番について、地区担当委員であります……。

○事務局：□□は本日不在ですので、□□委員さんのほうにお願いします。

○副会長：□□委員さんのほうからよろしいですか。お願いします。

○委員：譲受人は、糟屋郡□□、□□さんです。譲渡人は、朝倉市□□、□□さんです。申請地は□□、面積は田1,696平方メートルです。申請理由は相手方要望で、契約内容は売買となっています。実際ここは誰も住んでいないというか、誰も手をつけていないところのようでした。

以上です。

○副会長：2番について、事務局、補足説明はありますか。

○事務局：譲受人ですけども、農地の購入と同時に、地図でいうところの、7ページに位置図がありますけれども、□□と□□が交差したところに、今回の対象地があります。次の8ページに字図がありますけれども、□□が今回の対象農地ですけども、隣に、上のほうに□□という地番があります。ここは宅地です。ここを譲受人が農地と同時に購入されて、宅地と建物を同時に購入してあります。

職業は建設業と聞いております。建物を内装をリフォームして住めるようにしてから、そこの□□のところに住むと、□□から移り住んで休日に農業をすると聞いております。

農機具につきましては、現在、小型の草刈り機を所有しているんですけども、これから小型

耕運機を購入する予定になっています。

営農計画についてでございますが、自家消費用の野菜については、トマトとかニンジン、タマネギ、サツマイモとか、そういったものを栽培すると同時に、敷地が広いので、シャインマスカットを栽培して、将来的にはゆめ畑に出荷したいという計画になっておりました。将来的というのは、大体3年か4年ぐらいして、大体その頃にちゃんとしたものができるということで出荷したいという計画になっていました。また、野菜についても、自家消費の以上に収穫ができるようであれば、出荷を検討したいという内容になっておりました。

現地のほうを会長と副会長と一緒に見させていただきましたけど、今現在は、まだ耕作されている状況がないんですけども、この農地の真ん中のところにミカンの木とかもありましたので、そういったのは残して、また栽培していくような計画にはなるというふうに、現地で会長のほうから聞いております。

補足説明は以上になります。

○副会長：それでは、2番について、本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：それでは、ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

3番について、8番委員、□□委員さんより説明をお願いします。

○委員：番号3。譲受人住所・氏名、筑紫野市□□、□□、□□。譲渡人、□□、□□。申請地の表示、□□、地目・地積、田1,698、合計1,698。異動の内容、申請理由、相手方要望、契約内容、売買。

内容は、令和7年の4月まで、□□様が耕作されていましたが、今回、おやめになるということで、令和7年10月の24日、お父さんから息子さんへ相続されて、自宅が遠方のために、農地を手放すことになりました。そのため、□□の審査・開発部へ相談されて、農地を探されている方を探しておりました。地元である□□の□□に相談されて紹介を受けられたというふうに聞いております。

譲渡人は、農業畜産法人で、並びに□□の会社を行っているところでございます。おまけに、□□というところにも一緒に行われております。

□□氏は地元の住民で、農事事業者で、年間大体150日以上はされているというふうにお聞きしております。トラクターとか、田植機、コンバイン、各1台ずつ保有されておられます。また、

耕作をされる米に対しては、地元である□□にある老人ホームを営んでおられるために、老人ホームで使用されるというのでお聞きしております。

あと、地図のほうですけど、9ページのほうを御覧いただければと思います。

場所が、□□のバイパス線になります。交差点□□の交差点を、福岡から来ると、右に曲がって1つ目の角の交差点を左に曲がり、二股になっている交差点を左に曲がったところに場所がございます。

何とぞ御審議のほうをよろしく願いいたします。

○副会長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：それでは、これより採決を行いたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員：ありがとうございました。

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、4番について、2番□□委員、説明をお願いします。

○委員：4番。譲受人、福岡市中央区□□、□□外1名、1,664平米。譲渡人、福岡市中央区□□、□□。申請地の表示、□□、地目・地積、田2,609平米。申請理由相手方要望、契約内容売買。

地図は11ページを御覧ください。左下のほうは、□□の□□交差点からずっと□□へ抜ける道があります。そして、途中、右のほうには□□がありますけど、その□□の正門の真ん前で、その正門の真ん前は、□□さんの元の自宅があって、その隣の田んぼでございます。

12ページは、□□は田んぼですけど、□□は、□□さんの元の自宅ですね。今、その空き家にはなっているんですけど。□□さんと□□さんは親戚同士なんですよ。□□さんと息子さんと田んぼ作ってあったんですけど、□□さんが脳梗塞で作られないからということで、□□さんが□□のほうに1,664平米を、その外1名というのは、お母様と2人で作ってあったんですね。自宅は□□なんですけど、田んぼは□□のほうにございました、私も□□のほうに田んぼを、福岡市から耕作証明書が出てたんですけど、□□の田んぼはどんなふうで作ってあるのかなと見に行ったんですよ。そしたら、稲刈りしてあって、きれいに2枚作ってありました。

だから、経験もあるし、その□□のところにきちんと納屋と倉庫があって、それにコンバインとかトラクター入れて、お母様と2人でしてるからということで、きれいに田んぼを作ってありました。

それで、□□にわざわざ作りに来られるんですかって聞いたんですけど、今、作ってるところから、またここに、□□のここに倉庫とか造って、また作りたいということでしたので、意欲はあるように見えたので、頑張っていращやるからと思いました。

御審議のほどお願いいたします。

○副会長：4番について、事務局から補足説明がありますか。

○事務局：特にございません。

○副会長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

それでは、5番については、地区担当委員は、また□□さん。じゃあ、□□さん、お願いします。

○委員：じゃあ、番号5番。譲受人は、筑紫野市□□、□□さんです。譲渡人は、同じく□□、□□さんです。申請地は□□、地積は田んぼで29平米です。申請理由は相手方の要望で、契約内容は贈与となっています。

地図でいいますと13ページの下のほうに□□と書いてあると思うんですが、それから北のほうに向かったところで、住宅からちょっと外れたところの小さな田んぼです。14ページにちょっと大きな図を載せています。

御審議よろしくをお願いします。

○副会長：5番について、質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

それでは、6番、次のページですね、6番委員。地区担当委員であります7番□□委員、説明をお願いいたします。

○委員：6番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□

□外2筆、地積930。異動の内容、相手方要望、契約内容、売買。

地図が15ページにあります。この□□さんというのは、下にあります、15ページにあります□□の□□であります。今、これの16ページに大きい地図があると思いますけども、ここに□□というのがありますが、ここにもう家があるわけですけども、これ事前に、この家は購入してあったわけですね。その周りに、今の3枚の土地があるわけですけど、これを□□さんがずっと管理してありました。一応、□□さんはここが遠いんで、ここをどうにかしたいということで、この家を買われた□□の□□の□□さんが、この3枚の畑を購入するということで、□□さんですから、機械とかは今ありません。ただ、草刈り機とかそういうものは自費で購入をしますと。

ここで、現在は荒れ地にならないように、□□さんが常に草を刈ったり、手入れはしてあるわけですけど、先月、農地パトロールでも見に行ったんですけども、きれいに草は切ってありました。それで、機械があれば、耕して野菜を作るのは可能なわけですね。一応ここに夏野菜、冬野菜などを作りたいということで、当面は草刈り機は買いますけども、□□在住、今、推進委員としてあります□□さん、門徒さんですけど、そういう方が協力して土地を耕して、野菜を植えたいということで、購入されたということです。

以上です。

○副会長：6番について、事務局から何か補足説明があれば。

○事務局：特段ございません。

○副会長：推進委員の□□委員は。

○推進委員：私でも申し上げていいですか。

○副会長：いいですよ、もちろん。

○推進委員：作らせていただきます。お手伝いに。

○副会長：お手伝いに。

○推進委員：機械を私が貸すんですよ。

○副会長：そうですね。

○推進委員：はい。使い方も教えます。

○委員：一応指導されるようになってますので、野菜作りの。

○推進委員：それが条件のごと。

○委員：すいません。

○副会長：分かりました。

それでは、6番、本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：それでは、ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第33号。17ページですね。議案第33号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請についてに関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります10番□□委員さん、説明をお願いします。

○委員：番号1。譲受人、太宰府市□□、□□。申請地表示が□□、地目・地積、田383平米。申請内容は転用目的で自己住宅、構造規模は木造2階建て、工事期間、許可日から令和8年8月5日。農地区分第一種、資金の内訳、自己資金69.6%、借入れ30.4%、建蔽率16.8%、開発許可不要、用排水処理承諾書添付、都市計画区域区域外。

場所は18、19ページの字図に載っています。□□の県道から上がった□□の□□があります。それから北のほうに行ったところの、□□の中腹といいますか、中ほどになっております。道沿いの田んぼになります。この田んぼは、以前に除外申請も出してあって、その除外ももうされてあって、今回そこに自宅を建てるということで申請がされております。

その19ページの字図の中で、□□の左側のほうの道路を挟んで三角形に空き地があるんですが、そこが元の自宅ということ、親の家ということで、家のほうが日が当たらずに老朽化して、傷んでいるということで、田んぼのほうが湿害が多くて、コンバインもいぼる状態なので、そこを地盤改良というか、暗渠とか入れまして、そこに家を建てたいということで、日当たりのいいところに家を建てたいということの申請がありました。

以上です。審議のほうをよろしく願いいたします。

○副会長：1番について、事務局から説明ありますか。

○事務局：申請内容については、□□委員が説明されたとおりです。申請地はもともと農地でしたので、まず除外ということで、令和5年の1月10日に開催した定例会で議案にしております。住宅建設を理由として農用地除外の審議をしていただいたところです。

農地の全体面積はもともと508平米ありましたが、農用地除外する住宅建築の部分として383平米が認められて、分筆して、今回の農地転用の申請がなされております。

今回のこの農地は、第一種農地ですけども、集落接続ということで許可が見込まれております。用排水処理、承諾書添付というふうにありますけど、無条件承諾ということでございました。

補足説明は以上です。

○副会長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：それでは、これより採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第34号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請についてに関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります8番委員、□□委員さん、説明をお願いします。

○委員：番号1。譲受人、住所・氏名、筑紫野市□□。名前が□□さん外1名。譲渡人、住所・氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、地目、地積、田421、合計421。申請内容、転用目的分家住宅、契約内容使用貸借、構造規模木造平家建て、工事期間令和8年2月1日から令和8年5月1日。審議内容、農地の区分第二種、資金の内訳自己15.1%、借入れ84.9%、建蔽率31.8%、開発許可県開発許可該当、用排水処理承諾書添付、都市計画区域市街化調整区域となっております。

内容は、現在、□□氏がブロッコリーを栽培しておりました。今年の10月で契約解除を行われまして、□□さんの娘さんであられる□□さんへの分居住宅の申出がっております。

水路に対しては、令和7年11月18日現地調査を行いまして、そこには水が、田んぼですけど、水が来てないために、今まではずっと畑として使用されておられました。その後、ページ22ページになりますけど、場所なんですけど、場所が□□という矢印のそこから、ここに福岡から鳥栖のほうに向かうと、何て言うんですか、□□というこの会社のスタンドと、その先には□□というところがありますんですけど、そこから、福岡から来ると左に曲がられて、もう真っすぐなんですけど、大体50メートルほど行ったところに、左側の場所となっております。

そして、22ページを見ていただけると、大きく書いてあるんですけど、ここ家のところは赤くされていますけど、□□は、これが今、畑として使っているところです。それで、畑も、田んぼの草やら生えないように、娘さんの旦那さんがここで野菜とか、そういうのを作りたいということをお話しされておりますので、何とぞ御審議のほうをよろしくお願いいたします。

○副会長：1番について、事務局から補足説明、お願いします。

○事務局：22ページの字図を見てもらって、□□、赤く囲ったところですけど、右隅のところ、ちょっといびつな形になってはいますが、ここは表面水を排水するために水路管をここに持っていくために、こういった形になっています。

2点目が、用排水処理については承諾書添付ということで、無条件承諾でついておりました。補足説明を終わります。

○副会長：本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○推進委員：内容じゃなくて、事務局にお伺いしたいんですけども、開発許可のところで、400平米ぐらいで、県の開発許可該当となっているんですけども、これ何かあるんですか。

○事務局：面積のことを言われているんですか。

○推進委員：いや、面積ちっちゃいののに、県の開発許可が何で要るのかなと。

○事務局：市街化調整区域だからです。

○推進委員：市街化調整区域は。

○事務局：もともと家が建てられないところに建てようとするときに、まず許可が要ると。あと、一定の面積を超えたときには県開発を受けるというふうになっていますので、家が建つときには必ず面積にかかわらず許可を取らないといけない。

○推進委員：県のですか。

○事務局：はい。

○推進委員：そうですか。すいません、私の勉強不足でした。

○副会長：ほかにございますか。

(なし)

○副会長：それでは、ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○委員：ありがとうございました。

○副会長：続きまして、議案第35号、非農地証明願についてに関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員、2番□□委員に説明をお願いいたします。

○委員：番号1番。申請人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、地目、地積、畑325平米。申請内容、当該地は昭和40年より耕作放棄地となっているため、現況は山林となっている。そのため非農地証明願を出すということですね。

場所は、県道□□、□□号線、□□の□□のところから道なりに入って、ぶつかって、右側のところですね。

○副会長：写真が付いてます。

○委員：写真は26ページですね。写真を見てもらうとよく分かるんですけど、上の写真はハウスの鉄骨がある分は、これはよその方で、下の分に、電柱から見える分ですね。その分だけがもう

山林のようになっていて、道路から入ろうと思ったんですけど、段差がもう1メートルぐらいあって、もう竹林がすごくから、ちょっと道路からもう危なくて入れなかったんですよね、現地見たときは。

□□さんは農協の理事してあって、自分もこの昭和40年というときは、もう畑というふうに使ってあること自体は知らなかったそうです。今度改めて知ったということでした。それで、もうあまりにも竹林と山林となっているため、この非農地証明願を出したということです。

御審議をお願いいたします。

○副会長：1番について、事務局から何か説明ありますか。

○事務局：特にございません。

○副会長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：それでは、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

○副会長：続きまして、次の議案第36号については、3番委員であります□□委員に直接関係する案件でありますので、筑紫野市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事に参与できないことになっています。

したがいまして、除斥のため、3番□□委員に退席を求めます。

(□□委員退席)

○副会長：それでは、議案第36号、農業委員の辞任についての件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局：当日配付していただきました議案第36号、農業委員の辞任についてという資料をお手元に御準備ください。

すいません。では、再開いたします。

お手元に準備していただいた議案第36号なんですけれども、このたび、少しめくっていただきまして、3番委員の□□農業委員から辞任願が12月3日付で提出されましたので、農業委員会等に関する法律第13条第1項による同意を求めるものでございます。

もう1枚めくっていただきましたら、農業委員会等に関する法律をコピーをつけておりますので、第13条第1項を読み上げますと「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」とありますので、これから議案として審議していただきます。

正当な事由としましては、平成25年、2013年の1月1日から就任されました現在の□□が、令和7年12月31日をもって退任されることから、令和8年1月1日より、□□氏が□□に就任するというふうに聞いております。

辞任に伴う手続の流れとしましては、市長が農業委員の辞任について農業委員会へ諮問します。農業委員が答申する形となっております。具体的には、農業委員会定例会、本日のこの場で辞任について諮りまして、その結果の議事録を作成して、それを基に市長部局へ議事録を答申書と一緒に提出して、市長の決裁日をもって委員の辞任日というふうになっております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○副会長：それでは、今、言われましたとおり、□□委員が、今度、□□の後の候補として、議会でも承認というか、掲げられていますので、我々のほうに諮問をされているということでございます。

本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：それでは、お諮りいたします。

本件を同意することに異議はありませんか。

これは異議なしと言わなければいけないのですか。手を挙げますか。

○事務局：同意することに……。

○副会長：同意することに異議はありませんかだからいいでしょう、異議なしで。手を挙げるかどうかというのが……。

では、すいません、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件を同意することに決しました。

次の議案も関連がありますので、続けて審議します。

議案第37号、欠員が出た農業委員の対応についての件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局：3番委員の□□農業委員の辞任に伴いまして、農業委員に欠員が出ましたので、対応をどうするかという内容でございます。

まず、当面の課題としまして、農地法の申請に当たって、農業委員が押印しないと窓口での書類の受付をすることができないということから、本日、お配りしています、議案第37号、欠員が出た農業委員の対応についてということで、一枚めくっていただいたところに地区割り表をつけさせていただいております。その地区割りの一部を見直さなければならないということになりま

す。

事務局の案としましては、これまで□□地区を2人で担当していた区分を一つにしまして、□□の全域を□□にお願いしてはどうかという案でございます。

一応、この地区割りは令和8年1月以降とさせていただいております。12月いっぱい、□□委員も今までのとおり対応していただくということでお願いしております。

事前に会長にお話はさせていただきまして、承諾はいただいておりますので、皆さんがよろしければ、□□お一人で大変かと思いますが、お願いしたいというふうに考えております。

そういうことですので、□□地区の農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、現地調査とか、□□の負担軽減に努めていただければというふうに思います。

続いて、農業委員に欠員が出た場合の対応について、次のページに資料をつけております。農業委員会の運営実務Q&Aという資料をつけていますけど、さらにもう1ページめくっていただくと、問96で、農業委員が任期の途中で罷免された場合、または辞任した場合は、直ちに補充することが必要ですかということで書いてあります。

その問いに対して、法令上、農業委員の補充が必要な場合に関する規定はありませんという回答になっています。そのため、必ずしも農業委員が1名欠員するごとに欠員を補充する必要はないとされています。

一応、念のため、福岡県の農業会議のほうにも確認しましたが、同じ説明を受けましたので、報告させていただきます。

つきましては、今回欠員が生じたことによりまして、現時点で農業委員会の所掌事務を適切に処理できない状況でもないということから、当面は、本日お示したような体制で運営してはどうかというのが事務局の提案でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副会長：それでは、今言われましたとおり、□□委員さんが12月いっぱいまでは、一応、今の仕事をしていただいても、1月からの体制としては、農業委員は□□さんと、あと推進委員の□□さんと□□さんも、それぞれいろんな形で、助っ人といいますか、その辺よろしくお願いいたしますということが含まれていますので、それを前提といたしまして、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○副会長：それでは、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案を原案のとおり可決することに決しました。

ただいま、議案第37号の審議が終了しましたので、退席されておりました3番□□委員の退席

を解除し、再出席を要請いたします。

(□□委員着席)

○副会長：続きまして、農政議案の審議を行います。

議案第20号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地の所有権移転についてに関する件を議題といたします。

農政担当者に説明をお願いします。

○農政担当者：それでは、読み上げて説明させていただきます。

番号1。所有権移転を受ける者（乙）、□□。住所、太宰府市□□。所有権移転をする者（甲）、□□。住所、福岡市南区□□。所在地、□□、地番□□、登記地目、田、現況地目、田、台帳面積1,633平方メートル。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田として。甲から機構への所有権の移転時期、令和8年1月26日。機構から乙への所有権の移転時期、令和8年2月25日。乙から機構への対価の支払い時期、令和8年2月25日。備考、中間管理機構。

以降につきましては、記載のとおりでございます。お読み取りください。

合計としましては、まず件数としまして、売買1件、交換0件、合計1件。筆数の合計としましては、売買3筆、交換0筆、合計3筆。面積の合計としましては、3,423平方メートルとなっております。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○副会長：本件に対する御意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○副会長：それでは、これより採決を行います。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：異議なしと認めます。よって、本案を原案のとおり可決することに決しました。

議案第21号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会についてに関する件を議題といたします。

農政担当者に説明をお願いします。

○農政担当者：それでは、こちらも読み上げて説明させていただきます。

番号7-12-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□、借受人住所、□□。所在地、□□、地番□□、地目、田、面積129平方メートル。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和8年2月11日。終了の時期、令和18年2月10日。期間10年。10アール当たりの賃借料1万円。備考、新規中間管理機構。

以降につきましては、記載のとおりでございます。お読み取りください。

合計につきましては、下記にありますとおり、まず更新が0件、新規2件、合計2件。筆数の合計としましては、更新0筆、新規4筆、合計4筆。面積の合計としましては、4,819平方メートルとなっております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

○副会長：本件に対する御意見のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：これより採決を行います。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第12回筑紫野市農業委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。